

令和8年度獣肉処理施設整備事業募集要項

令和8年4月24日 農村第192号

第1 主旨

県では野生鳥獣による農作物の被害軽減を図るため、防護柵の設置とあわせてイノシシやシカ等の有害鳥獣の捕獲の強化に取り組んでいる。捕獲した個体については、そのほとんどが埋設処理されているが、これを地域の有用な資源として活用することにより、新たな特産品づくりなどにつながることを期待される。

このため、県内で捕獲されたイノシシ又はシカについて、食用として流通させることを目的に、県において策定した「ぎふジビエ衛生ガイドライン」（平成25年11月1日施行）に基づき解体処理を行うための施設の整備に対し、その経費の一部を助成する本事業を実施する。

第2 応募資格

(1) 応募資格を有するもの

- ①法人（特定非営利活動法人を含む。）
- ②任意組合等（構成員が3戸以上で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約等の定めがあること。）

(2) 応募要件

応募者は以下の要件を全て満たすこと。

- ① 県内に住所があり、県内で活動実績がある（又は活動すると見込まれる）こと。
- ② 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- ③ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的とする団体ではないこと。
- ④ 暴力団ではないこと、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が組織内にいないこと。
- ⑤ イノシシやシカの解体を新たに行う見込みがあること。
- ⑥ 本事業により実施しようとする内容が定款、規約等に適合していること。

第3 採択要件

事業の採択にあたっては、以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 食肉処理業の営業許可の取得

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉処理業の営業許可を、本事業の実施後に取得が見込まれること。

任意組合等にあっては、その構成員が営業許可を、本事業の実施後に取得が見込まれること。

(2) ぎふジビエ衛生ガイドラインの遵守及びぎふジビエ登録制度への登録

ぎふジビエ衛生ガイドラインに準拠して解体処理を行うことができ、かつ、ぎふジビエ登録制度に登録することが見込まれること。また、本事業で整備した施設等の処分制限期間中、ぎふジビエ登録制度の登録を維持すること。

(3) 獣肉の流通販売拡大

本事業で整備した施設において処理した獣肉の流通販売の拡大が見込まれること。

(4) 捕獲及び解体の体制整備

本事業で整備した施設において獣肉を処理するにあたり必要な捕獲及び解体の人材が確保されていること。

(5) 事業実施場所

本事業で整備する施設の所在地は、岐阜県内とする。

第4 事業の採択

県は第2の応募資格及び第3の採択要件を踏まえ、書類（申請書様式2号：獣肉処理施設整備事業実施計画書）審査により事業採択の適否を審査し、その結果及び採択後の必要な手続きについて応募事業者に通知するものとする。

審査等に際しては、必要に応じ下記の意見聴取を実施する場合がある。

(1) 応募事業者から計画の詳細について説明を求める。

(2) 応募事業者の所在がある市町村長に対し意見を求める。

なお、事業採択後、応募要件を満たさないことが判明した際は、事業採択を取り消し補助金の全部又は一部を返還、並びに事実の公表の措置を取る場合がある。

第5 採択予定事業者数

採択事業者数は、予算の範囲内において採択できるものとする。

第6 補助の対象とする施設

以下の施設の整備に係る経費（機械器具費、設置工事費、実施設計費、等）

(1) 解体処理用建物（増改築、修繕等に限る。）

(2) 給排水設備（新品又は新設に限る。以下同様）

(3) 汚水処理設備

(4) 汚物処理設備

(5) 加工用設備

(6) 空調設備

(7) 冷蔵・冷凍設備

(8) その他、ぎふジビエ衛生ガイドラインの遵守に必要と認められる機械器具等

第7 事業実施期間

この事業の実施期間は令和8年度とし、当該年度内に完了するものとする。

第8 補助率等

補助率は補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助金額は1,000千円を上限とする。

第9 応募方法

(1) 応募期間

令和8年4月24日（金） ～ 5月22日（金） ※必着

(2) 応募方法

- ・下記の応募先に(3)の応募書類を原則、メールにより提出すること。
- ・応募に係る経費は、全て応募事業者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。

(3) 応募書類

応募に当たっては、以下の書類を提出すること。

- ① 獣肉処理施設整備事業応募申請書(申請書様式1号)
- ② 獣肉処理施設整備事業計画書(申請書様式2号)
- ③ 定款の写し(法人の場合)
- ④ 規約及び代表者の住民票の写し(任意団体の場合)
- ⑤ 施設設置(予定)住所の登記事項証明書の写し
- ⑥ 施設設置(予定)場所の位置図
- ⑦ 直近1年間の収支計算書、貸借対照表又は財産目録の写し

(4) 採択の通知

事業採択の結果については、応募期間終了後1か月以内に文書にて応募者へ直接通知することとする。

第10 応募先及び問合せ先

岐阜県 農政部 農村振興課 鳥獣害対策室 鳥獣害対策係
〒500-8570
岐阜市藪田南2-1-1 県庁舎13階
TEL: 058-272-1111 (内線4173)
FAX: 058-278-2698
E-mail: c11427@pref.gifu.lg.jp